「ハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコース」

日山協山岳共済会会員の方ならどのタイプでもご加入できる制度です。
「登山コース」から1つ、「ハイキングコース」/「トレランコース」/「スポーツクライミングコース」から1つまでそれぞれ選択できます。

前年度口座振替でご加入の方は、お申し出がない限り自動継続されます。

「ハイキングコース・トレランコース・スポーツクライミングコース」とは

●傷害事故による死亡・後遺障害・入通院・手術（注1）に加え、救援者費用（注2）がセットされているコースです（通院はセットありのタイプ、セットなしのタイプがあります。）。

（注1）死亡・後遺障害・入通院・手術については、日本国内外問わず、初心者でも可能な普通の登山（ハイキング等）の場合にお支払いすることができます*1*2*3。

（注2）救援者費用については、日本国内外問わず、ピッケルやアイゼン、ザイル等の登山用具を用いなくても対応可能な登山中に要した、捜索・救助活動に対する費用をお支払いたします*1*2。ただし、救援者費用等保険金は急激かつ偶然な外来の事故による費用が補償の対象となりますので、疾病が原因で事故が発生したときは、救援者費用は補償の対象外となります*4。

＊1　ピッケルやアイゼン、ザイル等の登山用具を使用する登山や、フリークライミングを含むロッククライミングは、本コースではお支払対象外となりますのでご注意ください（この場合には「登山コース」にご加入ください。）。

＊2　スポーツクライミングは、本コースで補償対象となります。
・ボルダリング（下に衝撃吸収マットを敷いた高さ５メートル以下の石垣や露岩、人工壁を、プロテクションを使わずに手足のみで登るものをいいます。）
・屋内施設でのクライミング
・屋外の人工壁におけるクライミング（ただし、安全確保のためのロープを使用するものに限ります。）

＊3　トレランも対象となります。

＊4　海外でのハイキング中の疾病（高山病等）による捜索・救助活動に対する費用補償を希望される場合、加入していただく保険が異なります。詳しくは日山協山岳共済会山岳共済事務センターにお問い合わせください。

●日常生活中の事故による賠償責任補償付（一部に日常生活賠償がないタイプもございます。）

申込条件

●この保険のお申込人（＝加入者）となれる方は「日山協山岳共済会会員」（以下、「会員」とします。）のみとなります。

●会員は、毎年、会費が必要です。

※詳しくは、別途配布されております「山岳共済会のしおり」をご確認ください。

お支払例	・ハイキング中、遭難してしまった際に発生した捜索・救助費用

注意事項

（各コースの保険料の注意点）

1. 3月21日～4月5日までにお申込みをされる方は4月開始の保険料をご覧ください。
お振込み完了された方は4月15日午前0時より補償開始となります（新規加入の場合）
＊団体（山岳会等での）申込の場合は**「振替払込受付証明書（お客さま用）」添付・送付状に払込受付証明書を添付**した後郵送してください。
2. 4月6日～4月20日までにお申込みをされる方は5月開始の保険料をご覧ください。
お振込み完了された方は5月1日午前0時より補償開始となります（新規加入の場合）
＊団体（山岳会等での）申込の場合は**「振替払込受付証明書（お客さま用）」添付・送付状に払込受付証明書を添付**した後郵送してください。

なお、締切日が上記の通り20日と5日の2回設定されていますので、お申込みをされる際には、**希望保険タイプ・保険期間・お振込日**のご確認をよろしくお願いいたします。

「トレランコース」

・トレランコースは、ハイキングコースの保険金額を、トレイルランニング愛好の方向けに変更したものです。補償内容等の詳細は、7ページをご覧ください。
・「登山コース」から1つ、「ハイキングコース」/「トレランコース」/「スポーツクライミングコース」から1つまでそれぞれ選択できます。

「トレランコース」の保険タイプ

下記は約46％割引を適用した保険料です。

職業による区分はありません。

（1）保険始期日が４月１日の方

会員は毎年会費（1,000円）が必要です。

保険金額	トレランコース			
タイプ名	TR１	TR２	TR５	TR６
傷害死亡・後遺障害(＊)	２００万円	２００万円	２００万円	２００万円
救援者費用	５００万円	３００万円	５００万円	３００万円
日常生活賠償	１億円	１億円	**なし**	**なし**
傷害入院保険金日額	１，５００円	２，０００円	１，５００円	２，０００円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします			
傷害通院保険金日額	**なし**	１，０００円	**なし**	１，０００円
年払保険料	**2,620円**	**4,690円**	**1,660円**	**3,730円**

（＊）傷害後遺障害等級第１～７級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第１～14級のうち第１～７級に掲げる保険金支払割合（100％～42％）を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。
（注）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第１～７級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。

（2）中途加入の方（補償開始日が４月１日以外の方）の保険料

補償開始月 / タイプ名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
TR１	2,620円	2,400円	2,180円	1,970円	1,750円	1,530円	1,320円	1,090円	870円	日山協山岳共済会山岳共済事務センターまでお問い合わせください。		
TR２	4,690円	4,300円	3,910円	3,530円	3,130円	2,740円	2,350円	1,950円	1,560円			
TR５	1,660円	1,520円	1,380円	1,250円	1,110円	970円	840円	690円	550円			
TR６	3,730円	3,420円	3,110円	2,810円	2,490円	2,180円	1,870円	1,550円	1,240円			

○中途加入の加入締切日は、４ページをご確認ください。